

福岡県公報

平成28年7月5日
第3806号

目次

告示(第565号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○種畜証明書の交付 (畜産課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

雑 報

○平成28年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) …………… 4

告 示

福岡県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡筑前町弥永字湯ノ口757、字ノキマツ1139、字仙道1613、1617の1、字開山16

45、1646、1663の1、字杉谷1667、1671の1、1673の1、1688から1693まで、1694の1、1695、1696の1、1696の2、1697、1699の1から1699の3まで、字梨木城1702、1704から1706まで、1707の1、1722、1724、1726の1、1734、1735の2、1738、字桜川1749の1、1750の1、1751の1、1753の1、1756の1、1756の2、1759、1761の1、1762の1、1774、1779、字大神山1784、1793の2、1793の3、1798の1、栗田字溝落8の5、8の48、8の49、8の62、8の67、9の1、16から18まで、22の1、22の4、28、30、33から36まで、40、46、53、60、64、67、73、75、91の1、92の1、97の1、105の1、107、110の1、119、120の1、120の2、121、124、125、字長福地234の1、238、270、271、字釜寺317の1、350、352の1、397の2、419の1、421、426、427、428の1、428の2、429、430、438の2、440の1、441、442の1、444、445、483、488、501の2、507の2、510、513、514、523、525、526の1、526の2、526の4、527から529まで、531、533、535、536、541、542、字堂ノ浦549から551まで、556、560の1、561、562、569、578、580の1、580の2、583の1、583の3、583の4、584の1、584の3、585の1、587の1から587の3まで、589の1、字宮ノ前602の1、602の3、604の1、字谷川1920の1、1974の1、1974の2、2068の1、2098の2、2101の4、2101の7、2101の14、2101の24、2101の41、2101の64、2107の2、2145、2144の1・2144の3・2151(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字椎木2159の1、2161の2、2163、2167、2169の1、2169の2、2171、2173、2174、2182の1、2182の2、2189、2170・2175(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字本谷2196の4、2196の21、2196の25、2196の29、2196の30、2196の33、2196の38、2196の39、字上宮2197の9、2197の15、2197の19、2197の21、2197の22、2197の30、2197の31、2197の34、2197の36、2197の37、2197の40、2197の42、2197の48、2197の58、2197の64、2197の67、2197の87、2197の20(次の図に示す部分に限る。)、久光字仙道1の1、2の1、2の5、6の1、14の1、14の2、16の1、16の2、32、35、36、39の1、39の2、41の1、41の3、71、80、83、86、字峯町345の1、345の3、351、356から358まで、363から366まで、368、373、374、377、383の1、386の1、387、388、391、398の1、410から412まで、419、421、422、469の1

- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字前田2410番9、2410番10、2410番12、2410番13、2410番15及び2410番16

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2410番地8

伴 久美子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市二日市西三丁目54番1、54番13、55番1及び55番7から55番10まで並びに塔原東三丁目54番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市塔原南二丁目3番1号

木村 康隆

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 馬（KWPN種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検 査 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラード ワイエイチ	平成17年 6月18日	オランダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン プ乗馬クラブ

2 馬（アラブ種）

種畜証明書番号	名 前	生年月日	産 地	検 査 績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年 3月26日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン プ乗馬クラブ

3 馬（クォーターホース種）

種畜証明書 番号	名前	生年月日	産地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21540010001	ゴールデンア ンバージャッ ク	平成16年 6月22日	北海道 網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナ ディアンキャン プ乗馬クラブ

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市池田字立野803番1及び803番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市波多江駅南二丁目20番1号
医療法人合屋産婦人科
理事長 合屋 英俊

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
城井土地改良区	平成28年6月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字上古賀8番1及び8番16から8番20まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び氏名
福岡市博多区博多駅東三丁目6番23号
ファースト住建株式会社 福岡支社
支社長 坂東 好太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字三代字前田452番8及び452番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字上府597番地1 アンシェラ形具C102号
阿部 献仁

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市久末字桑木97番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市河東1384番地1 シャーメゾン沖A棟201号

的場 敬祐

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成28年度行政書士試験を次のように実施する。

平成28年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成28年11月13日（日） 午後1時00分から午後4時00分まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成28年8月1日（月）から9月2日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月2日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び請求先・配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間及び請求先

平成28年8月1日（月）から8月26日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月28日必着のこと。）。

〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成28年8月1日（月）から9月2日（金）まで

○ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター （福岡市博多区東公園7-7） 企画・地域振興都市町村支援課 （同上）	午前8時30分から午後5時15分 まで	土曜日、日曜日及び 祝日

北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1) 京築県民情報コーナー (行橋市中央1-2-1) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642-1)		
福岡県行政書士会 (福岡市博多区東公園2-31)	午前9時00分から午後5時00分 まで	土曜日、日曜日及 び祝日並びに8月 15日(月)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

④ 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

⑤ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成28年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで

② この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくな

るので注意すること。

③ 最終日(8月30日)は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中の特例措置(車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など)を希望する者については、申請の手続きが必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成29年1月31日(火)午前9時00分

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載(時間は、合格発表日の午前中)する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話 03-3263-7700)に対して行うこと。